



和歌山県後期高齢者医療広域連合監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき実施した財務監査について、同条第9項の規定により、次の通りその結果に関する報告を決定したので、これを公表する

令和8年2月10日

和歌山県後期高齢者医療広域連合監査委員 川 端 正 展



同

薮 浩 昭



財務監査結果報告

監 査 日 令和7年11月17日（月曜日）

対 象 令和6年度に執行された財務に関する事務の内、債権管理に関する事項・市町村への補助金支出に関する事項・入札及び契約に関する事項・特定期間に係る保険財政の状況、前回の財務監査において措置を求めた事項

監査結果 監査した各項目について、その事務運営は、法令等に基づきおおむね適正に執行されているものと認められた。

指摘事項 債権管理の状況について

滞納整理事務については、令和6年度において指摘しているところであり、一定の改善が認められるものの、依然として滞納者に対し督促状等の書面の送付のみの対応としている事例が見受けられる。

また、納期限が経過しているにもかかわらず、督促状等の発送に約1年の期間を費やしている事例があることから、納期限の経過したものについては速やかな対応を求めるものである。

滞納者が和歌山県下全域あるいは県外にわたることを鑑みれば、戸別訪問については現状の体制的には難しい面があると思われることから、電話の活用を積極的に行うことで本人との接触を図るなど、効率的な滞納整理と健全な財政運営に努められたい。